

医薬品医療機器等法第40条の5第5項で定める者	動物用医薬品等取締規則第99条の2の規定
①再生医療等製品製造販売業者	①国、都道府県、市町村長
②再生医療等製品製造業者	②研究機関の長または教育機関の長であって研究又はまたは教育を行うにあたり、必要な再生医療等製品を使用する者
③再生医療等製品販売業者	③再生医療等製品の製造業者であって製造を行うにあたり、必要な再生医療等製品を使用する者
④病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者	④都道府県知事が②または③に掲げるものに準ずるものとして認める者